

農産物規格・検査に関する懇談会（第1回）

農産物規格・検査に関する懇談会（第1回）

日時： 平成31年1月28日（月）

会場： 農林水産省第3特別会議室

時間： 午後1時30分～午後3時21分

議事次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事
 - (1) 「農産物規格・検査に関する懇談会」開催要領について
 - (2) 農産物規格・検査の概要と取り巻く情勢の変化等について
 - (3) 意見交換
 - (4) その他
- 4 閉 会

配付資料

議事次第

農産物規格・検査に関する懇談会委員名簿

農産物規格・検査に関する懇談会（第1回）【座席表】

資料1 「農産物規格・検査に関する懇談会」開催要領

資料2 農産物規格・検査の概要と取り巻く情勢の変化等について

別 添 農産物検査（お米）に係るアンケート結果について

出席委員

座 長 高 木 賢 弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長

委 員	市川和弥	株式会社大戸屋ホールディングス購買部部長代理
委 員	大谷正美	わらべや日洋株式会社取締役執行役員購買部長
委 員	齋藤一志	公益社団法人日本農業法人協会副会長
委 員	夏目智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
委 員	三橋美幸	全国米穀販売事業共済協同組合副理事長 株式会社ミツハシ代表取締役会長兼CEO
委 員	森雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部 特別商品グループマネージャー
委 員	山本貞郎	全国農業協同組合連合会米穀部長

○検穀物課課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回農産物規格・検査に関する懇談会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、政策統括官付穀物課農産物検査班の検と申します。よろしくお願いたします。座長が選任されるまでの間、進行を担当させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、開催に当たりまして、天羽政策統括官から一言ご挨拶を申し上げます。

○天羽政策統括官 皆さん、こんにちは。農林水産省の政策統括官の天羽でございます。お米を担当しております。

本日ご列席の皆様方におかれましては、常日頃から農林水産省の行政、なかんずくお米を中心とする行政の推進に当たりまして、さまざまにご支援、ご協力、ご理解いただいております。この場をおかりして御礼を申し上げます。本日、農産物規格・検査に関する懇談会ということでご参集をいただきました。お忙しいところを、まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げます。

さて、この懇談会でございます。農業競争力強化支援法などにおきまして、農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して見直しを行うというふうには、規定をされておるところでございます。これを踏まえまして、見直しの作業ということになるわけでございますけれども、一部報道で農産物検査法を廃止するといったような見出しなり記事が出たことがあるわけでありまして、これは、農産物検査法、農産物検査を廃止をするということで懇談会を開催しているわけではございませんので、そのことはまず冒頭、申し上げたいと思います。

農産物、お米を中心とするわけでありまして、この規格・検査を取り巻く情勢につきまして、この後説明をさせていただきますけれども、関連する技術についても、さまざまに進化・進展が見られるところがございます。また、お米の流通につきましても、以前と比較をいたしますと、さまざまに新しい動きが出てきているということがあるわけございまして、本日はこの農産物規格・検査の概要と取り巻く情勢ということでご説明をさせていただいた後、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただければ、ありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願をいたします。

冒頭の挨拶、ここで終わらせていただきます。

○検穀物課課長補佐 ありがとうございます。

恐れ入りますが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料一覧がございますように、議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、別添を
配付させていただいております。不足などございましたら、お申しつけいただきますようお願い
いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本懇談会の委員の皆様を委員名簿順でご紹介させていただきます。

株式会社大戸屋ホールディングス購買部部長代理、市川和弥委員でございます。

○市川委員 市川でございます。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 わらべや日洋株式会社取締役執行役員購買部長、大谷正美委員でござい
ます。

○大谷委員 大谷です。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 公益社団法人日本農業法人協会副会長、齋藤一志委員でございます。

○齋藤委員 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 弁護士、公立大学法人高崎経済大学理事長、高木賢委員でございます。

○高木委員 高木です。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長、夏目智子委員でございま
す。

○夏目委員 夏目でございます。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 全国米穀販売事業共済協同組合副理事長、株式会社ミツハシ代表取締役
会長兼CEO、三橋美幸委員でございます。

○三橋委員 三橋でございます。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品グループマネージャ
ー、森雅彦委員でございます。

○森委員 日本生協連、森でございます。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 全国農業協同組合連合会米穀部長、山本貞郎委員でございます。

○山本委員 全農の山本でございます。よろしくお願いいたします。

○榎穀物課課長補佐 以上、委員の方々のご紹介でございます。

続きまして、農林水産省からの出席者でございますけれども、時間の関係もありますので、

座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

本懇談会は公開で行います。事前に本日の傍聴を希望される方を公募しまして、約30名の方に傍聴をいただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、本懇談会、第1回目ということでございますので、開催要領についてご説明させていただきます。資料1でございます。

「農産物規格・検査に関する懇談会」開催要領でございます。

1、目的につきましては、先ほど天羽政策統括官の挨拶の中でも触れさせていただきましたが、農産物規格・検査について、農産物流通の変化や技術の進展等も考慮しつつ、流通の合理化等の観点から課題を整理し、見直しの方向性の検討を行うために、政策統括官主催のもと、懇談会を開催いたします。

議題としましては、農産物規格・検査の見直しの方向でございます。

構成につきましては、委員名簿のとおりでございます。

続きまして、運営でございますが、1に、懇談会には座長を置き、委員の互選により選任する、座長は懇談会の議事を運営する旨を規定しています。

2には、委員の合意のもと、必要に応じて関係者を出席させ、説明及び意見聴取を行うこと。

3には、委員の出席が困難な場合については、委員から提出される資料、または委員への個別のヒアリングを活用すること。

4に、懇談会は、原則として公開とし、懇談会資料、議事録は、懇談会終了後に、委員の確認を得た上で、ホームページ等により公表する旨を規定しているところでございます。

5には、懇談会の運営に支障があると委員の合意が認められる場合には、座長は懇談会の資料及び議事録を非公開とすることができる旨を規定しているところでございます。

以上が開催要領でございます。

4の運営、(1)に、懇談会に座長を置き、委員の互選によって選任すると規定しているところでございます。この規定に従いまして、座長を選任したいと思います。

どなたかご推薦いただきたいと思います、いかがでしょうか。

三橋委員、いかがでしょうか。

○三橋委員 米についての知見豊かな高木委員にお願いしたらいかがかと私は思うんですが。

○榎穀物課課長補佐 ありがとうございます。

高木委員、ご推薦がありました、いかがでしょう。

○高木委員 皆様のご賛同がいただければ。

○検穀物課課長補佐 皆さん、高木委員に座長をお願いするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○検穀物課課長補佐 ご了承いただきましたので、高木委員を座長に選任させていただきます。

お手数ですが、座長席にご移動をお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、高木委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○高木座長 それでは、私、2001年、21世紀の到来とともに役人をやめまして、以来18年でございます。もういささか浦島太郎の趣がありますけれども、せっかく座長のご指名をいただきましたので、暫時その役割を果たさせていただきたいと思います。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それから、私、不摂生で風邪を引きまして、熱は38度6分から下がってきましたけど、まだせきが抜けないという状態になっておりまして、時々せき込むかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、議事に従いまして、まず2番目ですね、農産物規格・検査の概要と取り巻く情勢の変化等についてということで、当局から資料説明をお願いいたします。

○内田米麦流通加工対策室長 穀物課の米麦流通加工対策室長の内田と申します。よろしくお願い申し上げます。座ってご説明をさせていただきます。

資料2をお開きいただければと思います。農産物規格・検査の概要と取り巻く情勢の変化等についてということでございます。

1枚めくっていただきまして、資料の構成でございますけれども、目次と書いてございますが、1といたしまして、農産物規格・検査の概要ということで、制度や規格の内容、それから検査の実績などの現状についてご説明をさせていただきます。さらに、2といたしまして、取り巻く情勢の変化ということで、技術の進展ですとか、あるいは流通の変化、そういった状況についてご説明をさせていただいた後、3 現場の声ということで、こうした情勢の変化も踏まえまして、検査に関する課題と申しますか、ご意見ということで、アンケートを実施した結果、さらには関係者からのヒアリングの結果、これらについてご説明をさせていただきます。

まず、概要ということで、2ページをご覧くださいければと思います。

上の四角に囲ってございますが、農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級の格付によって、現物を確認することなく大量・広域に流通させることを可能とする仕組みということで、特に米などの場合は、事業者の間を転々と流通していくわけですけれども、そういつ

た状況においても、現物を確認することなく品質などがわかるということで、活用されているところがございます。

左の下のほうにございますけれども、検査法ということで、昭和26年に制度ができて、現状といたしましては、対象品目については、米穀、麦など、穀類を中心に、ここに書いてあるような品目が対象になってございます。

また、検査の種類ということで2つございます。(1)にございますけれども、品位等検査ということで、種類、銘柄、品位について、検査員が視覚、触覚、臭覚及び聴覚で検査をするということで、具体的な内容については後ほどご説明をさせていただきます。

もう一つは、成分検査ということで、これは米麦が対象でございますけれども、たんぱく質、アミロース、でん粉につきまして、理化学的な分析を用いて検査を行います。この2つの種類があるという状況でございます。

右のほうは、情勢の変化に合わせて、どう変更してきているかというものでございますけれども、一つは検査手法ということで、平成7年に米の流通システムの見直しに伴いまして、それまで全量検査というものから、国が関与する流通に係る米以外については、検査を任意化するということで変更がなされてきてございます。また、同じタイミングで成分検査というものも新しく導入されたという経緯になってございます。

その後、平成12年の改正におきまして、農産物検査を民営化するというので、平成18年度までに民間の検査機関により検査を実施するという形で移行を進めてきました。

さらには、平成26年の改正におきましては、地方分権改革の一環として、平成28年から登録検査機関に係ります登録ですとか指導監督につきましては、都道府県に移譲するというので、こうした変遷をたどってきてございます。

また、規格の中身につきましては、米を例に書いてございますが、昭和49年に着色粒の混入率を新設、さらには昭和53年に等級を5等級から3等級に簡素化する、あるいは、少し飛びまして、平成13年には容積重の最低限度の等級の「等外」を廃止、さらには、最近でいいますと、平成26年に飼料用米の検査規格を新しく設ける、こういった形で、その都度、状況の変化に応じまして見直しを実施しているという状況でございます。

次に、3ページ目でございます。

こちらにつきましては、検査の実績ということで、各品目ごとの状況について整理をしております。3ページ目の左の上でございますけれども、米穀ということで、米につきましては、大体この10年、500万トン程度で推移をしているという状況でございますけれども、他方、未

検査の米につきましても、一定程度存在をするといった状況になってございます。その他、大豆、麦等についてはここに書いておりましたとおりでございます。また、上の四角に囲っているところになってございますが、参考ということで、水稻うるち玄米の検査手数料、これは登録検査機関がそれぞれ設定をしてございますけれども、大体60キロ当たり50円から100円が大半といったような状況になってございます。

次に、4ページ目でございます。

こちらはほかの品目ということで、小豆、いんげん、でん粉の検査実績でございます。

なお、右下のほうに※で書いてございますが、かんしょ生切干、それからはいしよでん粉につきましても、平成19年度以降、検査実績がないといったような状況になってございます。

次に、5ページ目でございます。

規格の具体的な内容について、米を例にとって書いてございます。水稻うるち玄米及び水稻もち玄米ということで、上のほうに品位というものがございまして、1等から3等まで、整粒という、整った粒の割合ですとか、あるいは1つ飛んで水分、それから被害粒ということで、死米とか着色粒とか、それぞれ被害を受けた粒の混入割合の最高限度、こういったものを品位ということで規格を設けているところでございます。

また、このほかに量目ということで、紙袋詰めの場合は30kgまたは20kg、それから、荷づくり及び包装ということで、紙袋の例が書いてございますけれども、材料とか形状とか荷づくり、こういったものも検査を行うといった形で取組が行われているという状況でございます。

次に、6ページ目でございます。

こちらについては、小麦、それから大豆についての品位ということで、それぞれ品目に応じて少し内容が違っているというところがございますけれども、先ほどの米は平成13年から、それから、ここに書いてございます小麦については平成18年から、大豆については平成13年から、それぞれ今の規格になっているといった状況でございます。

続きまして、7ページ目でございます。

具体的な規格の内容について、米の着色粒という規格を例にとって書いてございます。まず、左下のほうに写真がございまして、この着色粒につきましても、この着色粒につきましても、カメムシが米がやわらかいうちに成分を吸うということで変色して、斑点状の跡が残るといった、斑点米と呼んでございますけれども、そういったものでございます。

上の四角のところに書いてございますが、着色粒につきましても、混入に対するクレームを背景に、昭和49年に規格を設定してございます。当時は流通段階で着色粒を除去することは困

難であったといったこともございまして、産地段階で混入させないことを前提といたしまして、混入限度を設定しており、1等の混入限度につきましては、0.1%、1,000粒に1粒までといった規格を設定をしているところでございます。

3つ目の丸に書いてございますけども、その後の情勢の変化ということで、産地段階におきましては、農薬を用いてカメムシ類を防除するといった対策ですとか、あるいは、色彩選別機を導入したところでは、農産物検査の受検前に色彩選別機を用いて除去するといった取組が行われています。他方、精米事業者におかれましても、色彩選別機が普及したことによりまして、精米工程の中で除去するといったような取組も行われているところでございます。

こういった色彩選別機による除去などの状況の変化を踏まえまして、4つ目の丸に書いてございますが、厳しい規格によって生産者に過度な生産管理、例えば農薬散布とか、そういったものを強いているという声がございまして。一方で、着色粒は依然として消費者からのクレームの主原因であり、流通段階での着色粒の除去には多額のコストがかかるといったことで、やはり生産段階での十分な対策が必要といった、それぞれ異なる形で意見があるところでございます。

続きまして、8ページ目でございます。

こちらにつきましては、登録検査機関数、あるいは農産物検査員の数の推移ということで整理をしております。

左の上の表をご覧ください。平成19年度から平成29年度までの10年間の推移でございますけれども、登録検査機関につきましては、平成19年度から平成29年度の10年間で約2割増えているところでございます。また、農産物検査員におきましても、この10年間で4割程度ふえているといった状況になってございます。

具体的には、左の下に系統別の登録検査機関数の推移ということで書いてございますが、JA系、全集連系、卸・小売、それから第三者機関、その他という区分けをしてございますけれども、JA系、卸・小売系がそれぞれ3割から4割というウエートを占めているというところでございます。近年では、一番右にありますその他ということで、下に注釈の2として書いてございますけれども、JA系や全集連系に属さない集荷業者ですとか、あるいは大規模生産法人といった方々の検査機関というのが増えてきているというのが、現在の状況でございます。

右の表は、登録検査機関について、どういう品目について検査をしているかということで、ほぼ全ての機関で玄米について検査を行っている。あとは、それぞれの地域の状況に応じて、品目を選んで検査が行われているといったような実態になってございます。

続きまして、9ページ目でございます。

品位等の検査の項目として、産地品種銘柄というものもございます。具体的には、右のほうに表がございますけれども、これは平成30年産の産地品種銘柄の検査数量の上位10銘柄を書いておりますが、新潟県産コシヒカリが一番になってございますが、こういった形で産地と品種をあらわしたものが産地品種銘柄というものでございます。

上の四角に書いてございますけれども、こうしたもの、それぞれいろんな品目にございますが、特に米穀の産地品種銘柄につきましては、近年は各県ごとに良食味を目指した品種の育成ですとか、あるいは中食・外食事業者向けの需要に対応した多収品種、こういったものが増加しているという状況がございまして、左のほうにグラフがございまして、平成元年、141であったものが平成30年には795ということで、この30年間で6倍に拡大しているといった状況になってございます。また、特に新しい品種について産地品種銘柄を設定する場合には、銘柄の鑑定ですとか、あるいは品位規格の適用を判断するために、3年程度の作付実績が必要と、こういったような状況になっているところでございます。

続きまして、10ページ目でございますけれども、水稻うるち玄米の検査数量、あるいは等級比率の推移といったことで、50年間の推移を書いております。一番上にあります緑の折れ線が1等の等級ということで、左のほうにございますけれども、着色粒に係る規格を設定した昭和50年代当時におきましては、1等の比率が6割ということで、年によっては3等が10%ぐらいあったといったような状況もございました。その後、産地サイドで生産等における品質の向上の取組ですとか、そういった状況の変化を踏まえまして、1等比率については少しずつ上がってきているということで、現状では8割を超えている状況になってございます。他方で、3等につきましては、大体2%前後で推移をしているといったことで、等級の比率についても、時代に応じ少し変わってきているといった状況になってございます。

以上が現状でありまして、次に、取り巻く情勢の変化についてであります。

12ページ目をお開きください。

技術の進展ということで、穀粒判別器、それから色彩選別機、この2つについて記載をしております。

まず、穀粒判別器でございますけれども、上の四角に囲っているところがございますけれども、現行は検査員が目視で品位等の鑑定を行っているところでございますが、近年、米について、着色粒などの被害粒の混入の割合を測定することができる穀粒判別器の開発が進展しています。具体的には、その下のところに書いてございますけれども、平成15年に開発がされた現行の穀粒

判別器というものがございます。それから、平成26年以降に開発が進められたということで、新型の穀粒判別器といったものも、新しく出ている状況でございます。

表のところに書いてございますが、測定項目ということで、着色粒、死米など、20項目が測定できますが、測定精度につきましては、新型穀粒判別器のほうに書いてございますが、着色粒、死米、胴割米、砕粒について、測定精度が向上しているということで、メーカー間での測定結果のばらつきも小さくなってきているといったような状況になってございます。

また、普及状況ということで、現行器につきましては3,400台、新しい器械についてはまだ販売しているのが1社で130台ということでございますが、これから増えていくことが見込まれます。さらには、価格については大体60万円ぐらいといった状況でございます。

右の下のほうに書いてございますけども、新型の判別器の測定方法ということで、約1,000粒の米を投入すると、画像で判断して、大体5秒～40秒ぐらいで判定するというので、右のほうに印字例と書いてございますが、各規格ごとに何%含まれるか数値で出てくるといった形になってございます。

次に、13ページ目でございますけども、色彩選別機についてですが、左のところに、機能及び性能と書いてございます。2つ目のポツにありますように、下にイメージとして書いてございますが、カメラの前を通る米を画像で判断して、風圧で着色粒を吹き飛ばして除去するものでございます。着色粒の量が多い場合には、完全に着色粒を除去するために、何度か繰り返して機器を通すといったような状況もございます。その右にあります選別後の米のイメージということで、写真がついてございますが、右にありますような不良品というものが飛ばされて、そういうものが含まれない良品の粒だけが残るといったところでございます。

こうした色彩選別機につきましては、右に普及状況がございますけども、昭和49年に規格制定された後の昭和54年に開発され、大型精米工場のほぼ全てで導入されています。また、産地サイドにつきましては、全国のカントリーエレベータの7割程度で普及をしているといった状況でございます。

また、性能の比較ということで、開発された昭和54年当時と比較してございますけども、開発された当時におきましては、1台のモノクロカメラで1粒ずつ処理するので、全粒が着色粒、黒い粒のもののみ除去される。また、価格につきましても、当時は3,000～4,000万円程度かかっていたというところがございますけども、現在は、複数台のフルカラーのカメラで複数の粒を同時に処理できるということで、処理能力についても格段に上がっているといったところがございます。また、価格につきましても、導入当初から比べると1桁少ないオーダーの価格になっ

ているといった状況でございます。

次に14ページ、それから下の15ページ目につきましては、米流通の変化について記載をしております。

まず、14ページ目、中食・外食需要の拡大ということで、単身世帯の増加ですとか、あるいは共働き世帯の増加、こういった社会構造の変化によりまして、食の簡便化志向が高まっております、お米を家庭で炊飯する割合が年々低下している中で、米消費における中食・外食の占める割合というのは、増加傾向にございます。

具体的には、左の下に書いてございますけれども、昭和60年は、中食・外食の消費というのは15.2%といったところでございますが、平成29年になりますと29%ということで、約3割が中食・外食での消費といった状況になります。

また、中食・外食の需要が拡大する中で、米取引において求められる品質についても変わってきている部分があるといえますか、右のほうに書いてございますけれども、玄米段階の等級だけではなくて、精米を炊いたときの品質を重視するということで、具体的には、①白度あるいは水浸割粒といった項目ということで、下の注釈の2に書いてございますけれども、精米の白さですとか、あるいは精米を水に浸した場合の割れ具合、こういったものが炊飯時の食味に影響するといったものもございまして、こういった規格というか品質基準、さらには、食味値や官能試験の結果など、独自の基準で品質を確認しているといったようなケースも見受けられるといった状況でございます。

それから、15ページ目でございますが米流通の多様化ということで、下にフローがございませぬ。

特に産地、生産からJA、卸、小売を通じて、米がいろんな事業者の間を転々と流通するといった流れがこれまで多くございましたけれども、こうしたものだけではなくて、生産から直接、実需者あるいは消費者に流通するルートですとか、あるいはJAから直接、消費者に販売するルートなど、最近、流通のルートが多様化してきているといった状況もございます。

また、右下にございますけれども、消費者の米の入手経路ということで、スーパーマーケットですとか、その他の小売店、米屋さんとか以外に、インターネットあるいは生産者から直接購入する、こういったいろんな形での流通が進められてきているといったような情勢の変化もあるというところでございます。

こうした情勢の変化を踏まえて、農産物検査に関して、いろいろな関係者の方々がどのようにお感じになられているかということで、まずは17ページ目でございますけれども、アンケート

の結果を整理しております。このアンケートにつきましては、平成27年10月から平成28年3月まで、生産、流通、実需、消費の各段階の幅広い関係者に、特にお米に関するアンケートということで実施したものでございまして、有効回答数が約2,600でございます。

具体的には、いくつかの項目を質問していますが、いくつか取り上げて整理をしているところでございます。

まず、下の表にございますけれども、①ということで、農産物検査制度全般についてどのようにお考えかということで、生産サイドということで、生産者、集荷業者・大型乾燥調製施設、それから実需・流通サイドということで、卸売業者、小売業者、食品製造事業者ということで炊飯業者、これ以外の方々についてもお尋ねはしておりますけれども、こういった方々を代表して記載をしているところでございます。

一番上でございますけれども、農産物検査制度について、「現状のままでよい」と回答されている方は、両サイド共通して、大体2割～4割程度あるといったところでございます。他方で、検査手法の合理化あるいは簡素化をして欲しいといったご要望は、緑のところでございますけれども、生産サイドで4割～5割ぐらいある。また、実需・流通サイドにおきましては、上から3つ目でございますけれども、検査規格を強化して欲しいと、こういった要望もあるということで、それぞれの回答者によって多種多様な結果になっているところでございます。

なお、このアンケートの結果につきましては、別添ということで、それぞれの各セクターごとの回答内容についても整理をしておりますので、お目通しいただければと思っております。

それから、18ページ目でございます。

アンケート別の質問でございますけれども、左にございます米の農産物検査の規格について、基準となる数値についてどのようにしたほうがいいのかというご質問をしております。代表いたしまして、生産者、それから卸売事業者の回答について整理をしております。

生産者につきましては、「見直しが必要」というのが約4割、「現行のままでよい」と回答していらっしゃる方も4割でございますけれども、具体的な見直しの内容が必要だと思われる項目につきましては、いろいろな規格について、緩和なり簡素化が必要という回答をいただいているところでございます。

他方、卸売事業者におきましては、「見直しが必要」と回答されている方が約7割ということで、「現行のままでいい」と言っている方は約2割ということで、項目について見ますと、生産サイドとは逆に、各項目について強化が必要といったことで、逆のご意見をいただいているといった状況になってございます。右に書いてございますけれども、米穀の出荷・販売時の

クレームについてということで、いろいろ草のタネとか着色粒とかが含まれている場合には、クレームがあるといったことで、そういったことも踏まえて強化といったようなご意見もあるかというような状況になってございます。

この一番上の四角に囲ってございますけども、こうした基準となる数値については、生産サイド及び登録検査機関の約4割、それから行政機関の6割、実需・流通サイド、これは小売とか炊飯業者も含めまして、6割、7割が見直しが必要との回答があります。ただ、その見直しの内容については、それぞれのセクターによってご意見は異なりますけども、そういった回答が寄せられているといった状況でございます。

続きまして、このアンケートとは別に、関係者からのヒアリングというものも実施してございます。19ページ目の上にご書いてございますけども、平成29年3月以降、日本農業法人協会、全国稲作経営者会議等の農業者、それからコンビニ・ファミリーレストラン等の中食・外食事業者、卸売事業者などから、ヒアリングとか意見交換を実施しているところでございます。

多種多様な意見はございますけども、このヒアリングを踏まえまして、大きくご意見として2つ整理してございます。

2つ目の丸にご書いてございますが、まず1つ目といたしましては、検査技術の進展、それから調製・流通段階での機器の高度化等が進展している一方で、規格や検査手法は従前どおりとなっているということで、下に現場からの声とございますけれども、黒でチェックしているもの、3つございます。

この中で、2つ目のところにごございますが、全国の多様な取引先と円滑に取引するためには、どの取引先もイメージが湧く全国で統一的な基準が必要、今の検査規格は必要だといったご意見というのは、当然あるところでございます。

ただ、変えていくべき部分ということで、上のところにごございますけども、効率化を図るといった観点で、検査手法の改善ですとか機器の適切な運用について検討する、あるいは報告や手続を簡素化する、こういったことが必要ではないかといったご意見がございます。

また、3つ目のポツにごございますけれども、先ほど来ご説明してきましたが、色彩選別機が普及してきているといった中で、農薬の使用を減らしたい、生産者や消費者の求める規格になっていないといったような声もあるといった状況でございます。

また、もう一つの視点といたしまして、上の四角の②と書いてあるところにごございますけれども、先ほどご説明いたしました多様な流通があるといった中で、産地精米などによる直接販売等の場面では、必ずしも農産物検査ではなくて、取引当事者間で定めたスペック、基準に基

づいて取引を行うといったケースもございます。そういった状況では、農産物検査を受けることは必ずしも取引上は必要ないかもしれませんが、他の施策の要件となっているので、農産物検査を受けることとなって、負担となっているといったようなご意見もございます。

具体的には、他の施策の要件ということで、まず22ページ目をご覧くださいと思います。

農産物検査を要件としている施策ということで、米、麦、大豆、その他ということで、それぞれのいろんな品目にいろんな条件が、この農産物検査というものを要件としています。具体的には、米につきましては、経営所得安定対策に係る交付対象要件ということで、収入減少影響緩和交付金、ナラシと言っておりますけれども、こういったものについては、検査で3等以上等が条件であるとか、あるいは②で、政府が買入れる物品、備蓄米の政府買入れとかですね、こういったものの要件にもなっています。

それから、④食品表示法に基づく表示の根拠ということで、消費者に販売するために容器包装に入れられた米については、その容器包装に産地とか品種及び産年を表示するためには、玄米の段階で農産物検査による証明を得ておかなければいけないといったようなことが定まっております。

以下、23ページについては、麦とか大豆とかその他について、交付金などの要件になっているといったような状況がございます。

19ページ目に戻りますけれども、こういった要件になっているということで、現場からの声の下3つ、赤いポツがありますけれども、実需者からは、取引上は検査は必ずしも必要という形にはなっていないけれども、国の交付金の交付のためだけに、検査の手数料を負担して検査を受けざるを得ないといったようなご意見。それから、表示に関して言いますと、野菜など他の農産物では、そういう農産物検査証明がなくとも、産地・品種・産年を表示でき、バランスがとれていないといったご意見。さらには、途中で産地品種銘柄設定するためには、3年ぐらいの作付実績が必要だといった話をいたしましたけど、新品種につきましては、表示したくても2～3年生産しないと、産地品種銘柄に指定されず表示できないと、こういったご意見。多様なご意見はございますけれども、例示としてこういった話もあるということで、記載をさせていただいているところでございます。

あと、参考といたしまして、21ページ目でございます。今回の検討に至ります経緯、背景といたしまして、農業競争力強化プログラムあるいは農業競争力強化支援法というものがございますけれども、規格については、流通ルートですとか消費者ニーズ等に即した合理的なものに見直すといったことがここに記載されておまして、そういったことを踏まえて今回、検討を行

うといった次第でございます。

最後になりますけども、19ページ目に戻りますが、いろいろと私ども聞いている中では、大きく論点といたしましては、この19ページ目の上の2つ目の丸でございます、現行の規格あるいは検査についてどのように見直していくべきか、あるいは②といたしまして、農産物検査がいろんな施策の要件になっているといったところで、実態としては、取引を進めるに当たって必ずしも求められていないけれども、負担になっているといったお話がありますので、そういったことに対してどうしていくべきなのか。そういったことを中心に、もちろんこれ以外のほかの話もあるかと思えますけども、そういったことも含めて、さまざまな観点からご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

長くなりましたが、以上でございます。

○高木座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事の次は3の意見交換に移りたいと思います。

まず、委員の皆さんに総括的なご意見、1人3分程度でお話をいただければと思います。一当たり回ったところでまた順次、意見交換ということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、恐縮ですが、五十音順で市川委員からお願いをいたしたいと思っております。

○市川委員 大戸屋ホールディングス、市川でございます。よろしく申し上げます。

外食の代表ということでご出席させていただいておりますが、外食といえども千差万別、どこまでお米に力を入れているかと、その企業の姿勢が出ておりますので、本日は当社の内容について発言させていただきたいと思っております。

まず、一般的に、外食というのは、炊いたご飯をお客様にご提供して、喜んでいただくということでございます。我々定食屋ですと、いかに喜んでいただくかということは、とにかくおいしいご飯を提供するということになります。当然、担当者が何人かが品質のチェックをペロメーターでしておりますが、最近ですと、成分分析計とか穀粒判別器とかいったものを使いながら、ケミカルなチェックもさせていただいております。

それで、現状の基準で今のお米で我々はその上のといいますか、品質の確認をしておりますので、当然、今回の検査基準が変われば、またそれに応じて確認をしなければならないという状況になります。

とりあえず、我々のやっているところは、以上でございます。

○高木座長 ありがとうございます。

それでは、大谷さん、お願いします。

○大谷委員 わらべや日洋の大谷と申します。

弊社は、コンビニエンス向けの米飯、おにぎりだったりお弁当だったりを供給をさせていただいている会社でございます。コンビニエンスと申しますと、今日つくったものを明日売るといような、そういう販売形態になっていることから、やはり上質のお米でないとなかなか品質が保てないといようなことがございますので、年に1回の玄米を仕入れる際には、等級、あるいは産地、銘柄等々を重視して、上質の玄米を購入をしているというのが現状でございます。

報道に以前あったというふうに聞いておりますけど、等級の廃止みたいなことも一部伺っておりますけども、弊社、我々にとっては、等級廃止というものは、品位、規格の不透明であったり、価格の形成も不透明になったり、流通価格に影響が出る可能性が大いにあるのかなというふうに思っております、これは慎重に検討すべきじゃないかなというふうに考えております。

先ほども、農産物検査の検査方法ということで、機械を用いてといようなことでお話がありましたけども、今の現状の検査員さんがやっていた検査については、我々、等級を絞って購入をさせてもらっている中で、ちょっと問題があるようなものも一部入ってきているようなこともございますので、検査員のレベルアップと言ったら大変失礼かもしれませんが、そういうことだったり、あるいは、各県で検査員のすり合わせだったりといようなことが、もっともっと必要じゃないかなというふうに思っております。機械を導入するということも非常にいい取組かなというふうに思っておりますけども、まず検査員と機械もすり合わせをしていながら、併用稼働みたいな形で進めた方が、最もいいような状況になるのではないかと考えております。

簡単ですけど、私の方からは以上でございます。

○高木座長 ありがとうございます。

それでは、齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員 日本農業法人協会の副会長をしております齋藤でございます。

私のほうは、山形で農場を2つ、その一つが民間検査機関として、平成15年から検査員として私も現場で等級づけ等々をやらせていただいております。多分、3万俵ぐらいは検査していると思っておりますけども、いろいろ検査、官のほうから民にかわった段階で、だんだん提出物がふえてきてまして、それから、今度、国から県にかわった段階で、またさらにいろんな提出物がふ

えて、監査というのを便利にこなせる提出書類ということで、うちの事務所、検査のその資格を確認するために、農家一戸ずつの田んぼに何が植えてあるかから始まるんですけど、そこから検査して報告するまで、それも一番の最盛期の9月、10月は、15日の1、15で締めて、3日以内に報告、16日から月末は翌月3日まで報告ということで、物すごい一番忙しいときに報告のための資料づくりということで、それはシステム開発しまして、うちで大体そのソフトウェアの販売もしているんですけども、そんなことで、膨大なデータを提供するというような状況にあります。

あと、今、議論の中で、着色粒、これ、もう20年も前からいろんな地域では、色選ができていたから、カメムシの防除、要らないんじゃないかという意見が出ていますけども、私は農家であり、米も生産していますし、それから検査員で検査もしています。そして、米の流通ということで米を販売しているという立場もあって、さらに、精米センターも1つ運営しているんですけども、カメムシほど本当にひどいものはないです。お客様のところに1粒のカメムシのが行った段階で、多分クレームです。今、大戸屋さんとわらべやさん、発言しましたが、こちらに多分、カメムシ粒が入った商品が出た段階で、とんでもないほどのクレームで叱られるんだらうなって、今ぞっとしているんです。

それが色彩選別機が発達したから緩くしようということになると、我々農家はどうかというと、当然、農薬使いませんよね。そうすると、この1等、2等の1,000粒当たり1粒、1,000粒当たり3粒程度だったらまだいいんですけども、ほとんどの場合、規格外になります。20粒、30粒という大量の被害粒が出た段階で、我々が持っている、精米センターで持っている色彩選別機では対応できてないです。あるところでは、3連、4連ということで、色彩選別機、それではガラス選別機を今ふやしながら、お客様のクレームを防ごうということで、現場の精米センターは大変苦勞していますし、要は、その比率を下げればいいので、もし被害粒があった規格外とか3等格の場合でも、1等米とまぜながらやってくれないと、精米しないと、二次選別のほうにどんどん行って、全然精米ができないということになります。

検査を緩めることも、緩和でいいのかもしれないですけども、やっぱり現場の実態に合ったような、そんな超高性能な、裏面とか腹のところについているようなものを全て飛ばせるような機械はまだ存在していないので、本当にこの規格を緩めるにも、その辺も検討していただきたい。

あと、検査のほうも、実はうちのメンバーは100人ぐらいいまして、各それぞれが白米販売やっています。親戚、知人、ネットで取引するようになった個人客に、やるのであれば、例え

ば米トレサ法による表示を可能にするとか、検査をしなくても、自分が栽培管理上、品種の確約を持って、それで白米で出すのであれば可能にするとか、それをいろんな制度の補助金の数量カウント、それに例えば農政局への報告をもってカウントしていただくとかっていうことであればできると思うので、そういう緩和を検討いただきたい。。

それから、先ほど申したように、検査のときのあの書類の山、あれを何とかしていただければ、2時間ぐらいで大体3,000袋から6,000袋の米をうちは検査しますので、実は検査なんていうのはそんな時間はかかってないです。そういうことで、今、ロットが大きくなっているのです、その中で抽出検査で検査するものですから、そんなに負担はないです。

それから、検査、もししない場合、うちの方ではあら戻りと言いますけども、もみの混入です。これが現場の方で、どうしても機械が摩耗してきたときとか、切りかえのときとか、ついうっかりということになっているやつは、現場ではほとんど2等格、3等格のもみ混なんていうのは今、存在してないと思いますけども、実際は相当あるんです。それを一旦戻して、農家の方で再調製してもらって出荷しているのです、多分、農協に出すものも業者に出すものも、そういうあら混がなく済んでいるんだろうけども、規格がそういう検査がなくなるということになったら、そういう混入物もいろいろ出てくるんじゃないかなって心配しています。

以上です。

○高木座長 詳細なご意見、ありがとうございました。

それじゃ、夏目委員、お願いいたします。

○夏目委員 NPO法人ふぁみりあネットの夏目でございます。

私は消費者の意見という形でこの懇談会に参加させていただいております。NPO法人というのは、本当に数えられないほど数がある中で、どうしてかって思われるかもしれませんが、私は数年前まで女性たちの全国組織の事務局長をしております、さまざまな形で食品にかかわる問題、それから表示にかかわる問題についてかかわっておりましたので、そういうこともあってこの席に出席しているんだろうというふうに思っております。ただ、消費者の意見というものも決して一致しているわけではなくて、いろいろなやはりご意見を消費者は持っているということを考えながら、私自身も発言しないといけないのではないかなというふうに思っております。

私はお米大好きな人間でございます、主食はお米というふうに決めております。そういう意味では、カロリーベースでお米の自給率が100%を切り出したというのは、とても気になるところです。今はほんのわずかな数字で、今、平成29年でお米の自給率は97%だったというふ

うに思うのですけども、以前、100%の自給率だったのが少し下がってきているというのは、とても残念な思いです。もちろん、消費の段階で、もうお米はほかの穀物に首位を明け渡しているという状況の中ですし、生産者も高齢化してきておりますので、さまざまな要因でもってお米の自給率も下がりつつあるのではないかと、ちょっと懸念しております。

今回の農産物検査の問題は、消費者としましては、先ほどもご説明がありましたように、食品表示法に基づいて表示がされている、そして消費者は商品、つまりお米ですけども、商品を買う、購入するときにはその表示を見て買うわけです。したがって、その表示、容器包装の表示ですけども、その表示に何が記載されているかというのは、とても関心が高いところでございます。

今は、その容器包装には、産地・品種・産年、いわゆる3点セットというものが検査を受けたお米には記載ができるわけです。ですけれども、検査を受けないお米はそれが記載できませんので、そのところはやはり一つ課題があるのかなというふうに思っております。今の段階ですと、大体、検査を受けている割合というのは7割ぐらい、数字が先ほど出ておりました。したがって、受けてないお米が3割くらいあるわけです。

その受けてないお米は大体200万トンを上回っているぐらいの量があるということであれば、消費者にとって、できれば全てのお米に表示がされるのが望ましいのですけれども、これまでのほかの委員のご発言にありましたように、検査を廃止するか、また検査を強めていくとか、どちらも非常に課題が多いということをお話を伺いながら感じたところでございます。

詳細につきまして、またこれから議論があらうかというふうに思いますけれども、とにかく私がここで一番申し上げたいことは、やはり表示というのは消費者にとってとても大事なことでございます。商品の選択、サービスをするときに一番重要なことであって、消費者は事業者と比べて圧倒的に情報量が少ないわけでございますので、表示のその情報量を記載してほしいと。その上で私どもは選択をして、自主的で合理的な商品購入をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず最初はこんなところでございます。

○高木座長 ありがとうございます。

それじゃ、三橋さん、お願いします。

○三橋委員 私どもは、米の卸というような立場と、それから加工してご飯等で流通するというような立場で商いをさせていただいているわけでございますけれども、まず、現行の農産物検査法に基づきまして、農産物の規格・検査というようなものがあって、それによって今のお

米の円滑な流通がされている部分というのは、大変大きいのではないかなというふうに思っておりますので、その見直しに当たりましては、できる限り流通の混乱等も避けていただきたいということと、あわせて、いろいろ委員の方からもお話出ていると思うんですけども、高度化している消費者のニーズということも踏まえて、検討していただきたいというふうに思います。

それから、今、未検査のお米の流通というようなことでお話も出ておるわけでございますけれども、正直申しまして、未検査のものについての表示をするなというようなことは私は言うつもりはないんですが、ただ、未検査で流通が行われた場合、それによって起こるいろんな影響、これをよく精査していただきたいなというようなことをぜひお願いするところでございます。これは、未検査米が流通するということになれば、その現在検査を受けているお米についても、さらに検査をしてほしいと、別の例えばDNAの鑑定等も含めて、検査をしてほしいですとか、いろんな形での要求というものが高まる可能性もございます。

これは、以前起きました事故米というようなこともあって、やはり1回流通がされてしまった場合に、それがまた還流するというようなケースが、これはなきにしもあらずの場合、実際にそういうようなことが起きたときにどうなるのかということは、ぜひご検証いただいた上で、消費者の方にデメリットが及ばないような方法は何なのかということもよくご勘案の上、検討を進めていただければありがたいなというふうに思う次第でございます。

それから、今、現状の検査についてなんですけれども、正直申しまして、産地品種証明の不備等も現実にはございます。証明書が適切な形で表示されてない等の実態もかなりございますもので、そこら辺のところの是正策というものもあわせて検討していただきたいのと、あわせて、異なる産地品種の混入というのは、現状、一部起きるといことが出ていると思うんですけども、こういった精米の誤表示をなくすためにも、ぜひ販売業者ということだけではなくて、原料玄米の産地での混入防止の取組もいかにするべきかということは、ご検討いただけるとありがたいなというふうに考えておる次第でございます。

以上、私の意見とさせていただきます。

○高木座長 ありがとうございます。

それでは、森さん、お願いします。

○森委員 日本生協連の森でございます。

日本生協連、日本生活協同組合ということで、生協の全国団体というふうになります。日本の全国の生協には、PBの商品、コープブランドですね、CO・OPマークのついたPBを販売しておりますが、お米の場合は、首都圏と関西圏に私ども日本生協連から供給をしています。

そのほかの地域につきましては、米の生産県でもありますので、地産地消色が強くて、各生協さん、会員生協が販売をしているという関係があります。必ずしもちょっと全国で販売しているということにはなっておりません。

それから、今回、この懇談会で農産物規格・検査に関するということで、生協全体で議論をしたという経過もなく、また、各会員生協のところでもそれぞれ意見があるので、今日、私のところでは、生協の立場ではありますけれども、生協の米に携わる者として、実務に携わる者として発言をしたいというふうに思っております。

この懇談会に先立って、一昨年ぐらいに1回、内部のところで論点整理をしましたので、それをちょっとご紹介したいと思います。

農産物の検査及び規格に関して、4点ほど論点をまとめておまして、生協としてですけれども、一つは、消費者の信頼を得ることというふうに考えています。私どものところは、家庭精米、いわゆるコンシューマーパックを供給をすることが中心になっています。この家庭用精米は、精米工場では、無洗米もありますけれども、特に加工するということはありませんので、検量現場の品質がほぼ製品の品質を決めてしまうということになります。このため、今の玄米の検査・規格は、玄米の品質を評価しているということでは、その内容では評価をしているんですけれども、品質向上をしていくところでは、それが方向性が示されるものでなければならぬというふうに思っています。過去には、古米ですとかそれから偽装ですとか、ちょっと言葉になりますけれども、消費者の信頼を得るためには、そういったことがないような厳格な運用が必要だというふうに考えています。

2つ目が、消費者メリットのないコストについては、これは発生しないでいただきたいと。農産物検査・規格、これで現状は流通は構築をされています。基準が変更になった場合、検査の内容が変更になったときに、いろんなところでコストの負担の問題が出てくるとは思うんですけれども、最終的に最終製品に価格がはね返るようなことは、ぜひ避けていただきたいと。何らかの消費者メリットがある、私どもの方から生協の組合員に説明ができるものであればいいですけれども、そうでないものについては、ぜひ慎重に対応をお願いしたいと思います。

それから、3つ目が、生協の場合は産直運動ということで、生産者の方、それから産地の方ということで、交流等々もしております。私もほぼ毎週、産地に出向きまして、商談も含めてやっておりますけれども、今回の農産物検査の見直しという話になると、やっぱり努力している生産者が、私のお付き合いしているところは努力している生産者がほとんどですけれども、こうした努力が正当に評価される内容であっていただきたいというふうに思います。

例えば、ちょっと先ほども三橋さんから未検査米の話が出ましたけれども、未検査米に対して検査米ということになれば、さらにまた検査をしてくれという話は当然起こることだと思います。ですから、努力が報われる、できれば1番目にもかかわりますけれども、品質を向上していくんだという方向であることを望みます。逆に、緩い規格になると、消費者からの信頼を失ってしまう可能性も大きくなりますから、こういう意味でも、これも1つ目と重なりますけれども、厳格な運用と、それから業界全体が評価をされる仕組みが必要だというふうに思います。

4つ目が、ここがちょっと私自身の個人的な思いのところもあるんですけども、米の消費が減退していることはずっと言われ続けているんですが、今後の米消費の拡大が望めるような検査規格があればいいというのが、私のところで感じているところです。流通の円滑化、品質の向上といったところが目的ではあるんですけども、さらには、主食であるということをしきんとお米の検査の思想として位置づけをしていただければというふうに思います。本当にできるかどうかわからないんですけども、おいしさの基準なんかが表示ができれば、もっと消費者のところは関心を持っていただけるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○高木座長 ありがとうございます。

それでは、山本さん。

○山本委員 全農の山本でございます。JA、生産者団体の立場ということでご発言させていただきます。

まず、現行の農産物検査の評価等なんですけど、まず、今の農産物検査は、国によってその規格や検査方法など、基本ルールを定めていただいています。また、登録検査機関に対する指導や監督も行っている。私どもJAは、こうした体制のもとでは、JAを初めとする登録検査機関、また検査員が公平・公正な判断によって検査を行っている。それで、米流通に携わっていらっしゃる多くの関係者から検査結果に対する信頼を得ることで、現在の検査制度は運営・評価されているというふうに認識しているところでございます。

農産物検査が担っている大きな役割については、全国統一的な規格に基づく検査結果の信頼性のもとで、規格取引、つまり、現物を確認することなく、先ほど農水省の資料にもありました、大量・広域に流通させること、あるいは品質に見合った価格形成を可能とすることにありまして、こうした円滑な取引を可能にするということが、ひいては生産者手取りの確保なり、産地ブランドの振興にも寄与しているんだというふうに考えているところでございます。

そもそも現行の農産物検査ですが、品位、いわゆる等級格付だけではなくて、年産・産地・銘柄も確認するというふうにされておるところです。この年産・産地・銘柄の確認につきましては、量販店の店頭での精米表示にも結びついていくということですので、検査においてこのことが非常に重要な役割を担っているというふうに考えています。また、この年産・産地・銘柄の確認で適正な表示を担保するということは、消費者の商品選択などにも重要な役割を果たしているというふうに思っています。

未検査の米が逆に大量に流通して、産地・銘柄を表示できて、それが信頼性が低下するということになりますと、お米の価格や流通にも混乱が生じることも懸念されるので、これについては慎重に考える必要があるのではないかと思っています。

先ほど来、機械化ということが出ていますが、機械化による検査の合理化については、これは否定するものではありませんが、問題は、品位なり等級の検査よりも、先ほど申し上げた銘柄の確認、特定だというふうに思っておきまして、現在の技術でこの銘柄の特定については機械化するのは、非常に難しいのではないかと考えています。例えば、DNA鑑定であれば、コストと時間がかかり、新しい品種が出ると、鑑定が可能となるまで、試薬が開発されるまで数年かかるというふうな状況なので、銘柄特定の機械化についてはまだまだ課題が多いというふうに考えています。したがって、現行の精米表示基準のもとでは、検査員による検査にやはり頼っていく部分が一定あるのではないかと考えています。

余談ですが、消費者庁の食品表示部会が平成25年8月に、米の年産・品種について、農産物検査法に基づく検査証明書以外の方法により証明を行うことについて審議されたということですが、その時点で実効性ある、代替りのものですね、検査証明の方法は見込めないということで、審議を終了した経過があると聞いております。

私たちJAグループとしては、こうしたことから、米の流通、消費の現場でさまざまな役割を担っている現行の検査制度は、維持されることを基本として、今後も検査された米が流通の大宗を担うということを望みたいというふうに思っています。ただ、技術の進歩で機械化・合理化できるものについては、検査業務の効率を高めるという観点からも、必要な見直しを行うべきだというふうに考えます。

以上でございます。

○高木座長 ありがとうございます。

委員の皆様から一通りご意見を伺いました。これについて当局、何か言うことがあれば。

○内田米麦流通加工対策室長 ありがとうございます。

各委員からさまざまな観点でご意見いただいたところがございますけれども、私が説明したところでもありましたけど、大きく2つ、現行の規格・検査についてどうしていくべきかということと、各種施策要件についてどうしていくべきか、この大きな2つに整理をして、まず回答をさせていただければと思っています。

その前段として、大谷委員から等級廃止することによって価格への影響もあるとか、あるいは三橋委員から流通の混乱とか消費ニーズを踏まえてといった話、さらにほかの委員からもありましたけれども、まず冒頭、天羽統括官からもお話しいたしましたように、いわゆる等級の廃止は前提としていないという中で、その上で今の規格・検査をより効率的、あるいは取引を円滑に進めるためにどう見直していくのかということでもありますので、皆様にご懸念されております流通の混乱とか、消費ニーズに即した形で検討していただくということが必要であるということ、認識しているところでございます。

その上で、各項目ごとにお話いたしますと、まずは現行の目視による検査について、大谷委員から、一部では問題があるものもあるので、レベルアップが必要だといった話ですとか、あるいは、その上で機器に関する取組、これについては山本委員からもお話がございました。今は目視による検査という形でやっておりますけれども、一部不十分な点があったりするというお話も賜っておりますけれども、各登録検査機関、あるいは県段階でも、いろいろと技術アップに向けた研修なども取り組んでおりますので、そうした形で目視による検査のレベルアップというものも、引き続き取り組んでいきたいと思っております。また新型の穀粒判別器というものも出てきてございますので、これを導入するに当たっては、いろいろと技術的な観点も含めて、より精査が必要だと思っておりますけれども、そういう目視による検査を補うという意味で、有効に活用されるということであれば、皆様のご意見を踏まえながら、さらに検討を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、2点目といたしまして、着色粒について、齋藤委員からは、クレームの主な原因になっているということでもありますし、農薬をまかないとなると、量がふえて、なかなか対応しづらいといったようなお話がございました。当方の資料でも出してございますように、いわゆる色彩選別機等で除去できるということで、機械自体も導入が進んでいるところではございますけれども、今お話がありました現場の実態とかも踏まえて、特に、さらには生産サイド、実需サイドでいろいろと意見が異なるといったこともございますので、そういう技術的な部分、さらにはコストの部分もよく考えながら、いろんな観点から検討をしていくことが必要だというふうに認識しているところでございます。

それから、齋藤委員から、検査の手續ということで、例えば報告の書類が提出物が多いとか、あるいは、報告期限が3日以内にしないといけないとか、そういった形で負担になっているといったようなお話がございました。こうしたいわゆる手續に関することにつきましては、皆様方から、ほかの委員も含めて、いろいろとご意見いただきながら、簡素化できるようなところは、簡素化に向けた検討はしていきたいと思っておりますので、ほかの観点も含めて、この後もいろいろとご意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、表示なり、あるいは補助金も含めた各種施策の見直しの観点でございますけども、齋藤委員からは、白米での販売の中で、必ずしも検査を受けなくてもいいケースもあるので、補助金の要件を見直してほしいとかといったご意見、それから夏目委員からは、消費者が選択する上で、表示されてない米もあるけれども、そういうものも表示されるのが望ましい、ちゃんと商品の選択ができるように、きちんとした情報の記載が必要であるといったお話がありました。他方で、三橋委員、それから山本委員等々からは、未検査米を表示するとなるといろんな影響があるので、よりきちんと精査することが必要だといったご意見をいただいたところでございます。

いろいろと新聞でもこの表示等については報道ございましたけども、私どもも別に何かこういう方向でということ結論があるわけではないものですから、皆様方のそれぞれのお立場からいろんなご意見をいただきながら、どのような対応が可能かについて、今後より詳しく検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その中で、山本委員から、平成25年の消費者庁の検討の中で、実効性のある農産物検査証明にかわる手法というのが見込めないから、審議を終了したというようなご指摘もございましたけども、確かに、その当時は、検討された上でそのような結論になったというところはございますけども、その後、我々、いろいろと今回のアンケートとかヒアリング等を踏まえてご意見をいただいている中で、現行制度、表示に関して今の制度が必要だというご意見がある一方で、表示するための要件を見直してほしいといったご意見もあることは事実でございますので、この懇談会の中で改めてよくご意見をお聞かせいただきながら、整理をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、以上でございます。

○天羽政策統括官 今日もまだ時間ありますので、もう一巡コメントをいただければと思いますけれども、今、各委員からいろいろご指摘いただいた順番で申し上げますと、例えば、大谷さ

んからお話あった現場の検査員のレベルアップの話ですとか、齋藤委員からお話のあった提出物の話ですとか、ほかの委員の方からご指摘いただいた点も含めて、次回までには、現状どういふことになっているのかということとはきちんと整理をして、できれば改善の方向もあわせて準備をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○高木座長 それでは、先ほどお話が足りなかったと思うようなところがありましたら、また追加してご意見の発表をお願いをいたしたいと思ひます。

○夏目委員 すみません、伺いたひのですけれども、検査の種類に品位等検査と成分検査がありまして、成分検査は後から追加されたものだと思うのですけれども、農産物検査をするときに、この2つの検査というは必ずしているものかどうかということが、資料ではわからないので教えていただきたいということなんです。なぜそういうことを申し上げるかといいますと、目視によるばらつきというのが現実にはあると。成分検査の場合は、理化学分析ですので、そういうところは多分、出てこないんだろうというふうには思ひます。

一方で、中食・外食の占める割合がふえていて、その中食・外食の事業者が求める米の品質というは、等級だけではなくて、違ふ分野の品質を確認しているという現状があるという中で、この成分検査の位置づけというはどこにあって、どの程度の現状なのかということがちよつとわからないので、ぜひ教えていただけたらと思ひます。

○内田米麦流通加工対策室長 成分検査についてですけれども、これは平成7年の改正で新しく設けられたところがございますけれども、実態としてはあまり活用されてないというか、一般のいわゆる品位等の検査に比べますと、活用が少ないといった状況であります。

例えば、玄米における成分の検査について言ひますと、ある一つの県で活用されているとか、あるいは、小麦についても、これは北海道だけで活用されていますけれども、でん粉の検査について成分検査が行われているといったような状況がございます、この農産物検査の中でこういった成分検査が行われているというは、実態としては少ないケースになっているところがございます。

実態としては、小麦でも、たんぱく質とかそういうのははかられておりますけれども、それは農産物検査、この成分検査ということではなくて、任意に独自の取組としてやられているケースが多いといったような状況になってございます。

○高木座長 よろしいですか。まだございますか。

○夏目委員 すみません、素人なので、今、説明いただひて、そうすると成分検査を導入した意義というはどこにあるんだと、あまり使われないということでありまして、平成7年に改

正のときに導入されたわけです。改正されたら、やっぱりその改正した中身がきちんと反映されるような実態に近づいていくといいなという気持ちがありました。

○内田米麦流通加工対策室長 まず、この成分検査は、義務ではなくて選択という形でやられているというところがございます。もともと平成7年にこういうものを導入したという経緯につきましては、従来、農産物規格ということで、いわゆる外観に着目した規格というのがございましたけども、そうではなくて、いろいろと消費者ニーズも変わる中で、いわゆる品質、中身というか、おいしさとかそういう観点につながるような基準についても評価も必要だということで、新しく設けたという経緯がございますけども、先ほど申しましたように、実態としては、例えば米でもたんぱく質の含有量をはかって、それに基づいて一定の品質のものを提供するとか、そういった取組が各地で行われていますけども、ただ、それはあくまでもそれぞれの任意の中でやられているという形でございます。必ずしもこの検査の枠組みとして活用されているというわけではないという状況でございます。

○高木座長 ほかにどうぞ。

○三橋委員 今の内容にもちょっと関係するのかもしれませんが、現状の規格というものがどうなのかというようなことを考えるに当たって、最近の消費者の意識というのがやはり変化しているという事実があると思うんですね。消費者が穀物として米を扱ってなくて、もう食品として考えてきているようになってきていると思うんです。中にいらっしゃる方にはびんとくるかもしれませんが、40年ぐらい前に石が米の中に入っている、取り除いて炊けばいいじゃないかというような発想だったと思うんです。ところが、今、石が入っているというのは大変な話になるわけでございますけども、そういう意識の変化が出てきているんじゃないかなというふうに思うんです。

そういう観点からしますと、先ほどの例えば着色粒についても、今、私どもの会社の規格というのは、0.0%なんです。0.0%というのは、ゼロではないんです。1等米の基準が0.1%になっていると思うんですけど、私どもの会社では0.0%なんです。0.0%というのは、0.04%以下なんです。ですから、1万粒あったら、その中に4粒入っているということで、規格を設定して出させていただいているんです。ところが、これでも正直言うとクレームが来るというケースが結構ございます。

ですから、その内容、規格も、消費者の反応も見ながら変えていかなければいけないというふうには、会社としても考えております。そういう意味では、今の規格がいいのかどうかということについての見直しというのは、いろいろな観点からする必要性はあるのかなという気が

しております。

先ほど齋藤委員からもお話があったんですが、色彩選別機をかければ取れるということではなくて、やっぱり混入されている着色粒の数が多ければ、簡単には取れない、ないしは、着色粒のどこが着色しているのかによっても、取れるか取れないかというのが、機械の能力によってかなり差がございますので、それができないというケースもあるわけですね。ゼロというのは非常に、現実的には厳しい。じゃあ、どのぐらいだったらクレームを受けなくて済むのかというのをやっぱりはかりながら進めていくというのが実態なんですね。ですから、そこら辺のところはぜひご検討の中に入れていただきたいというふうにはちょっと感じました。

それから、項目として、検査項目、規格の項目がこれだけでいいのかということについての議論は、確かにあると思うんですね。アミロースがどうだとか、ないしは胴割れがどうですとか、現実には結構これはクレームになってくるような項目というのがあって、それは今の検査項目に入っていない項目だと思うんです。ただ、これを入れるのか入れないのかというのは、入ればその分だけコストもかかると思いますし、手間もかかると思いますし、先ほど森委員からもお話があったように、コストがどんどんかかるようなものというのは、避けるべきではないのかなというご意見も、そのとおりだと思うので、そこら辺も判断しなければいけないんですが、ただ、器械によってそういったことが効率的にできるというようなものがあれば、無理にコストもかけないでできるものがあるのであれば、そういうものも活用していくというのは、一案ではないかなという気がいたしますので、そこら辺の実態を踏まえてご検討をいただくと、ありがたいというふうには感じました。

それから、さっきの発言の件でちょっと確認で恐縮なんですけども、等級の格付のばらつきですとか、産地品種証明等の不備等についての実態も、以前、団体としてもお出ししている内容もあるかもしれませんが、ぜひちょっとご確認もいただいて、そこら辺のところの不備がないように、結局それに不備がございますと、私ども、表示すること自体が違反になるわけですね。証明書に不備があれば、それが不備でございますから、私どももそういう表示ができないということで、その商品を産地にお戻ししないといけないというようなのが実態として起きるわけです。

そういうのはできる限りやっぱり避けたいわけですから、コストの面からも効率の面からも、また表示の担保という意味からも、そういうようなところも実態の確認をお願いできたらありがたいというふうに思いますし、また、先ほどお話しした内容の繰り返しになるんですけども、私ども、誤表示したくないということですので、検査しているものの中に異品種の混入があっ

たりとか、そうしますと、また、それをどうするんだという話で、結構大変な作業が実態として生じます。

ですから、これ絶対ないということは、多分ないんだと思うんです。現実論としては、ゼロということはないと思うんですけど、私ども、限りなくゼロに近づけていきたいと、また、その努力もしていきたいと思っておりますので、これは私どもだけでできることではなくて、産地の方、また関係する方と連携してやらないといけないことだと思っておりますので、そこら辺も踏まえた全体のこの表示への担保をしていただけるようなことで見直していただけると、ありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○高木座長 いろいろな問題提起、ありがとうございました。

やはりこの際、何が問題になっているかということ、あるいは、何か改善するためにどうすればいいかというようなことで、積極的にご発言いただければ、大変幸いです。よろしく願いいたします。

○大谷委員 現状の検査項目、それに対する比率ですよね、基準がございますけども、これはこれで非常にそれぞれが必要な項目、比率ということで認識をしておりますけども、新たな技術の発展で、穀粒判別器の新たなものだとか、あるいは色彩選別機の新しいものだとか、先ほど色彩選別機については、なかなか取りづらみみたいなこともお話ございましたけども、この穀粒判別器につきましても、今現状の選別の基準ですね、整粒だとか水分、その他のものもございまして、この新しいものについては、どこまで精度が良くて全てが出てくるような器械なのかということをお伺いしたいのと、もしそうでないのであれば、今現状の基準に基づいた器械の選定・開発というふうなことを今後、早急に進めないといけないのかなというふうに思っております。

○内田米麦流通加工対策室長 お答えいたします。

穀粒判別器につきましては、すみません、12ページ目に資料をお出しさせていただいてございますが、この真ん中の表にございますけれども、測定項目ということで、着色粒とか死米とか胴割米とか碎米とか、ほかも含めて大体20項目測定できるという形になってございます。

その中で、平成26年から開発している新型穀粒判別器がございますけども、これにつきましては、米の検査規格、5ページ目のほうにもございますけども、整粒とかそういったものについては、必ずしも精度よくはかれるというような実態にはなくて、この13ページ目のほうにございますけども、着色粒、死米、それから被害粒の一部でございますけども、胴割粒、碎粒と、

この4項目について、それなりの精度、特にメーカー間でいろいろとばらつきがないような調整が協力して取り組まれておりますけども、そういった取組の中で、この4項目については、それなりの水準で測定できるという形になってございます。そういった意味で、この場での検討の状況に当然よりますけども、仮にこういうものを検査機器として導入を進めていくべきという形になったとしても、5ページ目にありますような、全ての項目が器械ではかれるというわけではございませんので、一部の項目について器械の導入をするといったような形になろうかと思っております。

本来であれば、そのほかも含めて、全てはかれることが望ましいところではありますけども、なかなか技術的なところもあるものですから、できることから、より精度を上げてはかれるような形での取組が、メーカー等において取組れているといったような状況でございます。

○齋藤委員 私の方からもう一つ、品種も、私、検査員なので、きちんと見て、つけないとかめなんですけども、実際のところ、山形なんですけど、前はササニシキ一本で非常に簡単だったんです。今やはえぬき、ひとめぼれ、つや姫、雪若丸ということで、県がこぞって新品種をぼんぼんデビューするものですから、今の雪若丸とつや姫は非常に粒形がはっきりしているの、一発で品種は特定できるんですけども、ひとめぼれ、はえぬき、あきたこまちとなると、全部兄弟みたいなかけ合わせで、特徴が非常に似ています。

年によって白っぽく出たのがはえぬきだとか、ちょっとこの先っぽが丸くなっているのが、それがひとめぼれの特徴だとかって出るんですよ。出ないときもあるものですから、うちのメンバーが持ってきてくれた例えばはえぬきって書いてあったやつが、ずらっと色を見ると、これひとめに見えるんだけどねって、本当に確定しなきゃならない立場なんだけども、なかなか、「それおかしいぞ」って、「もしもし、おめえ、本当だろうな」って電話して、確認する場面も、やっぱり年に1回、2回、実はあるんです。勘違いしてたときも実はありました。

ということで、すごい日本のお米って、ほぼコシヒカリ系がもう全部圧巻しまして、父方にコシヒカリとか母方にコシヒカリとか、じいちゃんがコシヒカリなんだみたいな感じで、コシ・コシの系統が、それで低くできたから県で奨励しましょうみたいな感じのやつで、粒形がすごく似てまして、大変です。

実は、私、うちで米を取り扱いして、二度、DNA検査でアウトになっています。25粒法で2粒、ひとめぼれに2個だけコシヒカリが混じってたというんで、取引停止されました。それ、実際、それも調べてみて、農家も特定したんですけど、実際コシヒカリもつくっているんですよ。ということで、これはしょうがないですから、白旗上げてごめんなさいで、コンプライア

ンス室というのが自社で販売している白米をDNA検査したら、そういう結果でしたというのがあって、1つ取引停止です。

もう一つが、圃場を間違っちゃって、親子で2代でやっているものですから、それははえぬきとひとめぼれなんですけども、ひとめぼれがはえぬきに混じったんです。そういうのは、あれは結構比率が多くて、10%ぐらいだったんですけども、とても見分けをつけることができなかつたんです。それで、DNA検査したら、10%も大量に異品種が混じっていたということで、それも結局、取引停止というよりは、大手さんだったので、このリスクは逆に問題だということで、おむすびだったんですけども、地元何とか町産のはえぬきという商品をつくっていただいた企画物だったんです。それで、そういう現場のリスクがあるので、やめようということで、そちらの方はおとがめなしですけども、当然、そういう企画するものがすっ飛んでしまったので、取引はもうなくなりました。

そういうことで、現場ではやっぱり農家一人一人、何百人、何千人という人がつくっている中で、例えばコンバインの掃除が不適切で混じったとか、もみすり機の掃除、それから昇降機って、バケットでこう上げるんですけど、その下の掃除がちょっと不足でということだってあるはずだし、ひどい場合は、それが毎年現場では見受けられますけども、まだらな田んぼがありますね。1列ずっと早く背が10cmぐらい高くて登熟しているやつ、それは苗で間違っちゃつです。そういうやつも現場で実際ある中で検査を、ちゃんと言ってくれたら、それ餌米に実は回したこともあるんです、それあまりにもひどくて。それは農政局に話して、こういう事態なので、餌米の場所との転換してくれっていうことでお願いして、わざわざ現場まで見にきてもらって、それでしょうがない、しょうがないということで、これは言っているものなのか悪いものなのか知らないけども、そういうことで、実際、現場でそのコンタミ問題というのは現にありますので。

それから、流通段階では、ほぼコンタミ対策ということで、各機械がエアブローでその前の粒が滞りないように、全部、上に残って、空運転を20分ぐらいして、それから最終チェックして次の品種ということで、いろいろやっていますけども、その段階の前の現場の農業者側では、そこまでの厳格なコンタミ対策というのは、とってない状況での我々検査の業務とか、それから流通サイドでの販売の表示の問題とかあるわけなので、700も種類がある、世界的に見て、玄米検査制度なんていうのは日本だけですので、その中で厳しい方向に、表示に合致しないものが、今は5%ルールで動いていると思うんですけども、それがさらに厳しくなっていくとすれば、生産自体がもうできなくなっちゃうんじゃないかなということで、品種の数が山のよう

にあるので、本当にそんなに分ける必要あるのか、十分検討していただきたいなと思います。

○山本委員 全農、山本です。

私のほうも先ほどいろんな意見を述べさせていただきましたが、基本的にはやはりJAなり各県域からこの検査の見直しに対していろいろご意見をいただいたものを中心に、私どもで取りまとめさせていただきました。全部ご紹介できなかったということで、もう1点だけ、JAグループとしても、登録検査機関、それぞれのJAがやっているわけなので、先ほど齋藤委員からお話があった検査事務の煩雑というのは、各検査機関からやっぱり出てきていますので、JAグループからもそういうご意見があったというのは、おつなぎいただけたらというふうに思います。

それと、先ほどから現物を流通させたら、精米工場でどうしても等級があんまりそぐわないだとか、もしくは検査漏れだとかってというのは、いろんなところで、頻繁に起こってはいけないんですけども、どうしても漏れたものがそういう流通してしまうのは、これは私どもとしても反省すべきところではあります。検査制度の中でしっかりと検査員の研修なり、横の目線合わせなんていうのも、私ども、検査協議会というのをつくって、それはしっかりやっています。ただ、残念ながら全て100じゃないというのは、これからゼロに向けてしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○高木座長 ほかにいかがでしょうか。

○夏目委員 もう1点発言させていただきたいと思います。

今、それぞれの委員から、未検査米の表示というのは非常に課題が多いとお話を伺いました。私もそのとおりだと思います。消費者としては、できるだけ全てのお米に表示がされるのが望ましいわけですが、未検査米を表示にすることによって、消費者にデメリットが出るようでは困るわけですので、その辺はやっぱり慎重に議論すべき点だなというふうに思います。要は、そういう未検査米の表示を認めましたときに、やはりどういうふうにそれが表示の偽装を招くことがないようにつなげていくかという、そういう仕組みができてないと、難しいのではないかとこのように思っています。

もう1点は、別の角度から見ましたときに、お米には、米トレサ法、トレーサビリティ法という法律ができて、日本の食品でもってトレーサビリティ法があるのは、牛とお米だけというすばらしい法律なので、お米のこのトレサ法をもうちょっと充実させて、つまり、事件が起きたとき、そういったものを防止するために、産地だけ米トレサ法に義務づけていますけども、そこに産地以外の項目を加えたときに、例えば未検査米に使えるんじゃないかなってちらっと

思ったりしましたものですから、法律改正ということになると、また大きな問題ですけれども、もし検査をしないということであれば、それにかわる何か担保があれば、未検査米も消費者が安心して購入できるかなというふうに考えているところです。

○高木座長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、今日は時間も来ておりますので、また次の機会にご発言をお願いしたいと思います。長い時間の意見交換、ありがとうございました。

最後に、天羽政策統括官からお願いします。

○天羽政策統括官 今日は2時間程度の長きにわたりまして、さまざまお立場なり現場を踏まえたご意見、お話をいただきまして、まことにありがとうございました。先ほどもちらりと申し上げましたけれども、ご指摘いただいた点、ご提案いただいた点などにつきましては、次回までにできる限りの整理をして、またご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

その中で、齋藤委員、山本委員におかれましては、ぜひ手続、このところが一番ひっかかっているんだって、一番でなくてもいいんですけれども、どうにかならないかというところを、もうちょっと具体的にお教えいただければというふうにも思いますので、そこもまたよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○高木座長 それでは、今回は、そういう問題の整理をやるということですので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。特に流通の変化に関しての論点は、やや靴の上からかいているような感じもありますので、しっかり問題を整理していただきたいと思います。

それでは、今回はいつやるのですか。

○検穀物課課長補佐 次回はまだ調整中なところもありますけども、2月25日の月曜日に開催できればと考えておりますので、また調整の連絡をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高木座長 それでは、事務局から別途ご連絡が行きますので、よろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。